

要綱第92号

宇和島市電子地域ポイント事業実施要綱を次のように定める。

令和5年7月21日

宇和島市長 岡原文彰

宇和島市電子地域ポイント事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、宇和島市電子地域ポイント事業（以下「RUCPOINT事業」という。）の実施について必要な事項を定め、本市における市民等の活動を促進するとともに、施策の推進や地域経済の循環に寄与することで、地域の課題解決や活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) RUCPOINT（ラックポイント） 第3条の規定による活動の実績等に基づき付与され、加盟店の商品の購入又は役務の提供を受ける対価等として、金銭の代わりに利用することができる電子地域ポイントをいう。また、その単位は、ポイントとし、1ポイント当たり1円の価値とする。

(2) アプリ 本市等がRUCPOINTを付与し、利用者がRUCPOINTの残高確認、利用等をするためにスマートフォン等にダウンロードできるアプリケーションソフトであって、市長が指定したものをいう。

(3) 対象者 第3条第1項に規定するRUCPOINTを付与する対象活動（以下「付与対象活動」という。）に協力又は参加してRUCPOINTを取得でき、次のいずれにも該当する者をいう。

ア 付与対象活動において、直接間接を問わず公費から謝礼等（実費弁償を除く。）が支給されていない者。

イ アプリを利用できる者。

- (4) 利用者 市長が別に定める手続きにより、電子ポイントを利用する者として登録された者をいう。
 - (5) 紙クーポン 市長が別に定める方法により、本市が利用者へ交付するクーポン券をいう。
 - (6) 加盟店 第13条の規定による手続きにより、RUCPOINT又は紙クーポン（以下「RUCPOINT等」という。）を利用できる店舗、事業所等（以下「店舗等」という。）として登録されたものをいう。
- （付与対象活動及びRUCPOINTの付与）

第3条 付与対象活動は、次に掲げる基準を満たす活動であるものとする。

- (1) 健康づくりの促進に関するもの。
- (2) 環境活動の促進に関するもの。
- (3) 安心安全な地域づくりの促進に関するもの。
- (4) 地域社会活動の促進に関するもの。
- (5) その他、地域の課題解決や活性化に寄与する活動の促進に関するもの。

2 前項に定める付与対象活動は、次の各号に掲げる団体等のいずれかが市民等に周知して実施し、かつ、主催する活動であるものとする。

- (1) 宇和島市
- (2) 宇和島市以外の公的機関
- (3) その他市長が認める団体（以下「認定団体」という。）

3 RUCPOINTが付与されるための要件及び付与されるポイント数は、付与対象活動ごとに市長が別に定める。

（認定の申請）

第4条 第1条の目的に賛同し、地域の課題解決や活性化を図ろうとする団体が認定団体となるには、前条第1項各号に該当する活動を実施する団体であるとともに、RUCPOINT認定団体申請書（様式第1号）及び次に掲げる事項を記載した関係書類を市長に提出しなければならない。ただし、市長は、当該書類により証すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類の提出を省略させることができる。

- (1) 団体の定款、規則、規約又は会則等の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類等

（認定）

第5条 市長は前条の申請を行った団体、代表者又は団体の活動が、次の各号のいずれかに該当するときは、認定団体と認めないことがで

きる。

- (1) 公序良俗を害するおそれがあるもの。
- (2) 宇和島市暴力団排除条例（平成23年条例第22号）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）であるもの。
- (3) 暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）又は同号に規定する暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団関係者」という。）の統制の下にあるもの
- (4) 宗教活動、政治活動その他これらに準じる活動を支持し、宣伝し、又は反対するもの
- (5) 代表者が次のいずれかに該当するもの
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (6) 専ら営利を目的とするもの
- (7) その他付与対象活動として適当でないと市長が認めるもの

2 市長は、前条の規定により提出された申請書の内容を審査し、認定するときは、RUCPOINT認定団体認定通知書（様式第2号）により、認定しないときは、RUCPOINT認定団体不認定通知書（様式第3号）により当該申請をした団体に通知するものとする。
（認定事項変更）

第6条 認定団体は、前条の認定の内容に変更があったときは、速やかに当該変更に係る事項について、市長に届け出なければならない。
（認定の抹消等）

第7条 認定団体に法令違反、定款又は規約違反等当該団体としてふさわしくない事象が発生した場合には、市長は当該団体に対し改善を要求することができる。

2 前項による改善の要求を行ったにもかかわらず早急な改善が見られない場合又は次の各号のいずれかに該当するときには、市長は認定団体の登録を抹消するものとする。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 虚偽又は不正の事実に基づいて登録の申請を行ったことが判明したとき。
- (3) 暴力団、暴力団員等又は暴力団関係者が、当該加盟店に関与していることが判明したとき。
- (4) 認定団体が解散していることが判明したとき。

（付与対象活動の申請）

第8条 第5条第2項の規定による通知を受けた認定団体の代表者が、付与対象活動を実施しようとする場合は、次に掲げる事項を記載し

たRUCPOINT付与対象活動申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。ただし、市長は、別の方法により、当該申請書に記載する事項及び申請の意思を確認することができるときは、当該書類の提出を省略させることができる。

- (1) 団体等の名称
- (2) 代表者の氏名及び住所
- (3) 団体等の連絡先
- (4) 付与対象活動の内容及び参加予定人数

2 市長は、前項に規定する申請書の提出を受けたときは、当該活動が第3条第1項各号に掲げる基準に適合しているかどうか及び第5条第1項各号のいずれかに該当しないかどうかを審査し、認定するときは、RUCPOINT付与対象活動認定通知書（様式第5号）により、認定しないときは、RUCPOINT付与対象活動不認定通知書（様式第6号）により当該申請をした団体に通知するものとする。

（RUCPOINT等の利用）

第9条 RUCPOINT等は、加盟店等の商品の購入又は役務の提供を受ける対価等の支払に利用することができる。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものに関する支払は、RUCPOINT等を使用することができないものとする。

- (1) 国税、地方税、使用料等の公租公課
- (2) 有価証券、金券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカードその他換金性の高いもの
- (3) たばこ
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第2条第1項第4号及び第5号並びに同条第5項に規定する営業に関するもの
- (5) 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料（一時預かりを除く。）その他不動産
- (6) 事業活動に伴って使用する原材料、機器類、仕入商品等
- (7) 公序良俗に反するもの
- (8) 現金との換金
- (9) その他市長が不相当と認めるもの

（RUCPOINTの利用期限）

第10条 RUCPOINTを利用することができる期限は、RUCPOINTを付与された日から1年以内で、市長が別に定めるものとする。

(紙クーポンの利用期限)

第11条 紙クーポンを利用することができる期限は、市長が別に定めるものとする。

(付与対象活動の公表)

第12条 市長は付与対象活動について、ホームページ等への掲載により、公表するものとする。

(加盟店の登録)

第13条 加盟店の登録を受けようとする者は、市長に申請しなければならない。この場合において、当該申請の方法については、市長が別に定める。

2 市長は、前項の申請があった場合は、次の各号のいずれの要件にも該当することを確認の上、適当と認めたときは、加盟店として登録するとともに、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(1) 当該申請の店舗等が、宇和島市内に所在し、かつ、営業していること。

(2) 風営法第2条第1項第4号及び第5号並びに同条第5項に規定する営業を行う事業者でないこと。

(3) 公序良俗に反する営業を行う事業者でないこと。

(4) 暴力団若しくは暴力団員等でない事業者又はそれらが直接的若しくは間接的にも関与しない事業者であること。

3 市長は、前項の確認の結果により、不相当と認めたときは、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(加盟店の登録事項変更)

第14条 加盟店は、前条の登録の内容に変更があったときは、速やかに当該変更に係る事項について市長に届け出なければならない。

(加盟店登録の辞退)

第15条 加盟店は、第13条の規定による登録を辞退するときは、辞退しようとする日の1月前までに、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事由があると市長が認めるときは、この限りでない。

(加盟店登録の不承認等)

第16条 市長は、第13条の申請において、加盟店として登録を受けようとする者又は登録の承認を受けた加盟店が次の各号のいずれかに該当するときは、登録の不承認又は加盟店登録の抹消をすることができる。

(1) 第13条第2項各号のいずれかの要件に該当しなくなったとき。

(2) 差押え、仮差押え、仮処分その他の強制執行又は滞納処分の申立てを受けたとき

(3) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算手続開始の申立てがされたとき

(4) 解散又は営業停止状態となったとき

(5) 前各号のいずれかに準ずる事由があると市長が認めるとき

(禁止事項)

第17条 RUCPOINT事業の利用者、対象者及び認定団体は、不正な操作によるRUCPOINT等の偽造又は変造を行ってはならない。

(RUCPOINTの再付与)

第18条 RUCPOINTは、破損、盗難、紛失等いかなる場合においても再付与は行わないものとする。

(RUCPOINT事業の停止)

第19条 市長は、RUCPOINT事業の運営に重大な影響を及ぼす事態が発生したときは、利用者に事前に周知することなくRUCPOINT等の利用を停止することができる。

(RUCPOINT事業の終了)

第20条 市長は、RUCPOINT事業の終了につき、事前に相当の期間を定めて周知をしたときは、当該制度の終了により利用者に生じた不利益又は損害について、その責任を負わないものとし、利用者のRUCPOINT残高は、直ちに失効するものとする。

(関係各課等の役割)

第21条 RUCPOINT事業に関する総括庶務は、デジタル推進担当課において処理する。

2 関係各課等は、地域の課題解決や活性化を図るために、RUCPOINT事業を積極的に活用するとともに、宇和島市事務分掌条例(平成17年条例第5号)に規定する分掌事務において、認定団体が行う付与対象活動の支援及び手続き等の処理をする。

(その他の事項)

第22条 この要綱に定めるもののほか、RUCPOINT事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

(準備行為)

2 この要綱の施行のために必要な準備行為は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。